

# ○山梨県公安委員会事務専決規程の制定について

〔昭和43年5月23日  
甲通達（務）第47号〕

このたび、昭和43年5月23日山梨県公安委員会規程第2号をもつて、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の事務の迅速かつ能率的処理を図るため、山梨県公安委員会事務専決規程（以下「規程」という。）が制定され、昭和43年5月23日から施行されることになったが、これが運用にあたつては下記事項に留意して事務処理上誤りのないようにされたい。

## 記

### 第1 制定の趣旨

公安委員会の権限に属する事務は年ごとに増加し複雑化して来ているが、これらの事務をすべて公安委員会が個々に審査し決裁処理することは、事務の停滞と警察行政の非能率化のそしりを免れない結果となることが予想されるので、その事務処理の迅速かつ能率化を図るため公安委員会の権限に属する事務のうち、関係者の権利義務に重大な影響があると認められるもの、または不利益な処分等重大な影響をおよぼすおそれのあるものを除き、事務量が多く、かつ、処理の迅速を要するもの等真にやむを得ない事項につき警察本部長、本部の部長・課長および警察署長（以下「本部長等」という。）に事務の一部を専決させるようその根拠を明確にしたものである。

### 第2 規程の要旨

- 1 公安委員会制度は、警察の民主的運営を確保するために設けられた警察管理の合議体の意志決定機関で、原則的にはその権限の委任はできないとされているが、現実的には前記の趣旨により、事務処理上真にやむを得ない措置として一定事項につき事務の専決をさせることとしたものである。
- 2 公安委員会の権限に属する事務の専決は、直接公安委員会が本部長、部長、課長および署長に委任することとし、その専決事項は別表として法令別に具体的に根拠法令と併せて列挙し、明示して処理させることとした。
- 3 この規程で「専決」とは、法令により公安委員会の権限とされている事務のうち、あらかじめ定められた範囲の事項について、常時、本部長等が公安委員会に代つて、公安委員会の名と責任において最終的にその意志を決定するもので、いわゆる内部委任であり、対外的には行政上の効果と責任はすべて公安委員会に帰属するものである。

4 前記のとおり専決事務は、委任された者が専決処理した場合であつても、すべて公安委員会の本来の権限に属する事務であり、最終的には公安委員会が責任を負うものであるから、「法令等の適用に疑義のあるもの、重要または異例に属するもの等将来紛議を生ずるおそれのある事項」等については、この規程の趣旨に反するおそれが生ずるので、あらかじめ委任された者は、公安委員会の決裁を受けなければならぬこととともに、専決処理した事項についてもその概要を報告しなければならないこととした。なおこのような場合には部長、課長、署長は、本部長にあらかじめ報告して指示を受けなければならぬこととした。

5 本部長は公安委員会の事務部局である警察の責任者として公安委員会から直接委任された部下の専決事務についても適正な処理が行なわれるように指揮監督し、事務処理の円滑化についての必要な措置をするようこの規定で義務づけた。

### 第3 運用上の留意事項

1 この規程は、すでに制定の趣旨および要旨の中で述べたように、公安委員会が事務処理上やむを得ない措置として事務の専決処理を定めたもので、この規程により専決処理する事務はすべて公安委員会が最終的に責任を負うものであるから、これらの定めにより処理できるとされた事務であつても、常に自己の権限においてこれを処理することができると解釈してはならず、その事務処理にあたつては特に慎重を期すること。

2 専決事務の範囲は、根拠法令とともに別表に具体的に列挙されているが、これらの事務であつても事案の内容によつては公安委員会の決裁を受けなければならない事項を掲げて専決の限界が明らかにされている。

このうち

「法令および条例の適用に疑義のあるもの」とは

法令等の解釈および取扱上疑義を生ずるなど、社会通念上および法令等の趣旨に照らして問題性をもつものをさし、

「重要」とは、

当該事務に関して専決することが、相手方の立場あるいは警察運営の面からみて妥当性を欠く虞れがあると認められるもの、またはその決定が社会的に大きな反響を与えると認められるもの等をさし、

「異例」とは

常例によつては処理できない、過去に類例のない特殊な事務で、これが意志決定にあたつては高度の意志判断を要するものをさす。なお、ここに規定されたもの以外は一切報告を要しないと言

う趣旨ではなく、これ以外にも必要と認める事項については進んであらかじめ決裁を受けるよう配意すること。

3 専決処理した事項についての事後報告は、必ずしも専決した事務の一つ一つを具体的に報告することを要せず、その概要ないしは同種の事務についての資料をとりまとめた一覧表等を説明して承認を受ける等の処置をとること。